

[商品概要説明書]

令和6年1月4日現在

1. 商品名	住宅サポートローン
2. ご利用いただける方	当金庫のしんきん保証基金保証付住宅ローン（有担保）が次のいずれかの条件を満たし、最終返済時年齢が満80歳以下の方 ①本審査結果が「可決」、「条件付可決」のいずれか ②住宅ローン契約中で貸付実行日から6ヶ月以内
3. お使いみち	①当該住宅ローンの対象物件にかかる次の資金 a. インテリアや家電等購入資金 b. 引越費用、仮住まい費用 ※申込日時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 ②申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫）が使用する自家用自動車（オートバイ、自転車を含む）の購入等にかかる資金 ※購入資金のほか、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用を含む ③申込人が当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換資金（借換に伴う繰上返済にかかる手数料を含む） ※当座貸越型消費者ローンの借換資金は、当該ローンを解約する場合に限りです
4. ご融資方法	・証書貸付
5. ご融資金額	・500万円以内
6. ご融資期間	・3ヶ月以上40年以内かつ当該住宅ローンの保証期間内
7. ご融資利率	・変動金利 ※当金庫所定の利率を適用させていただきます。
8. ご返済方法	・毎月元利均等返済または元金均等返済（元金据置期間は1年以内） ※ご融資金額の50%まではボーナス時増額返済もご利用いただけます。
9. お支払方法	・ご購入先等に振込みさせていただきます。
10. 保証会社	・一般社団法人しんきん保証基金
11. 担保・保証人	・必要ありません。
12. 手数料・保証料	・申込みにかかる手数料は不要です。 ・保証料はご融資利率に含まれております。

13. 苦情処理措置 紛争解決措置	[苦情処理措置] 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部お客さまサービス課（0120-252-248 9:00～17:00）にお申し出ください。 [紛争解決措置] 以下の東京の弁護士会（東京三弁護士会）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。 東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031 9:30～12:00／13:00～16:00） 第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588 10:00～12:00／13:00～16:00） 第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249 9:30～12:00／13:00～17:00） 利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所（03-3517-5825 9:00～17:00）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部お客さまサービス課または全国しんきん相談所にお問合せください。
14. その他	・現在の融資利率につきましては、当金庫の本支店、ホームページまたはフリーダイヤル(0120-330-111)までご照会ください。 ・保証会社の保証が得られない場合など、ご希望にお応えできない場合もございますので、あらかじめご了承ください。